

平成27年度固定資産税の評価替えについて

問合先 税務課資産税担当

土地と家屋については、原則として基準年度（3年ごと）に評価額の見直しを行います。これを「評価替え」といい、平成27年度はこの基準年度にあたります。



この評価替えは、土地と家屋の3年間ににおける価格の変動に対応し、評価額を均衡のとれた適正な価格に見直すものです。原則として、平成28年度および平成29年度は、新たな評価替えを行わず据え置きとなります。ただし、土地については、地価の下落により価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正を行うこととなります。

況を1月31日までに申告していただき、それに基づいて毎年評価し、価格を決定します。

土地の評価替えの仕組み

総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき算出します。売買実例価額を基に算出した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた方法により評価します。

平成27年度評価替えでは、平成26年1月1日を価格調査基準日として、地価公示価格などの7割をめどに評価額の基礎となる路線価などを見直し、平成26年7月1日までの地価動向を反映して評価の均衡化と適正化を図りました。

あります。

家屋の評価替えの仕組み

固定資産評価基準に基づき算出します。具体的には、再建築価格（評価対象の家屋と同一のものを評価時点で建築するのに必要な費用）を求め、それに経年減点補正率（建築後の年数の経過によって生じる減価率）を乗じて評価額を算出します。

評価額 \parallel 再建築価格 \times 経年減点補正率

（※再建築価格：基準年度の前年度の再建築価格 \times 再建築費評点補正率）

平成27年度評価替えでは、再建築費評点補正率が木造家屋1・06、非木造家屋1・05となります。その結果、既存家屋において評価額が前年度の評価額を超える場合は、前年度の評価額に据え置かれます。

固定資産税、軽自動車税の納税通知書発送のお知らせ

問合先 税務課資産税担当・市民税担当

5月1日付けで納税通知書を発送しました。納税通知書が届かないときは、ご連絡をお願いします。

| 名称 | 対象 | 問合先 |
|------------------|--|--------------|
| 固定資産税・都市計画税納税通知書 | 平成27年1月1日現在、鶴ヶ島市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方 ※ただし、同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額が一定の額(土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円)に満たない場合は、課税されないため、納税通知書は発送いたしません。 | 税務課 資産税担当 |
| 軽自動車税納税通知書 | 平成27年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または2輪の小型自動車を所有している方 | 税務課 市民税担当 |

※納税には便利・確実・安心な口座振替をご利用ください。

軽自動車税の減免のお知らせ

問合先 税務課市民税担当

減免の対象となる軽自動車

① 障害者、戦傷病者が所有する軽自動車で、自らが運転するもの
 ② 障害者が所有する軽自動車(障害者と生計をともにする方が所有する軽自動車を含む)で、その障害者などの通院、通学、通勤または仕事のためにその障害者と生計をともにする方が運転するもの
 ③ 障害者などのみで構成される世帯の方が所有する軽自動車で、その障害者を常時介護する方が運転するもの
 ④ 軽自動車の構造が、障害者が利用するためのものであるもの

※①～③に当てはまる場合でも障害区分などにより減免の対象にならない場合があります。また、①～③については自動車検査証または、軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは除きます。
 ※昨年度減免された方も毎年申請が必要です。なお、納税後の減免はできません。

① 障害者、戦傷病者が所有する軽自動車で、自らが運転するもの
 ② 障害者が所有する軽自動車(障害者と生計をともにする方が所有する軽自動車を含む)で、その障害者などの通院、通学、通勤または仕事のためにその障害者と生計をともにする方が運転するもの
 ③ 障害者などのみで構成される世帯の方が所有する軽自動車で、その障害者を常時介護する方が運転するもの
 ④ 軽自動車の構造が、障害者が利用するためのものであるもの



申請に必要な書類など

- 手帳
(身体障害者・戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など)
- 運転免許証
- 自動車検査証または軽自動車届出済証
- 納税通知書
- 現況書
(障害者と住所が異なる運転者が、同一生計または常時介護している場合のみ)

申請期限 5月25日(月)

随時発行している事業

| 事業名 | 発行場所 | ポイント | 問合先 |
|-------------------------------|---------|--------|---------|
| つるがしまタウンチップの登録 ※初回カード登録時のみ | 地域活動推進課 | 200 | 地域活動推進課 |
| 寄附によるまちづくり寄附金 | 地域活動推進課 | 寄附額の1% | 地域活動推進課 |

5月の主な発行対象事業

| 事業名 | 期日 | 発行場所 | ポイント | 問合先 |
|-----------|--------------|-----------|------|-----------|
| 富士見わかばまつり | 9日(土)、10日(日) | 富士見市民センター | 3 | 富士見市民センター |
| わかば結市 | 17日(日) | 若葉駅西口広場 | 3 | 地域活動推進課 |
| 高齢者会食会 | 23日(土) | 大橋市民センター | 3 | 大橋市民センター |
| 鶴ヶ島市合唱祭 | 24日(日) | 女性センター | 3 | 地域活動推進課 |

いろいろなイベントや
 事業に参加して
 まちづくりポイントを貯めよう

問合先 地域活動推進課地域活動推進担当



まちづくりポイント
 発行対象事業に参加しませんか

まちづくりポイントは、市民が市主催事業や市との協働事業に参加した際、発行されるものです。平成27年度のポイント発行対象事業は、95事業(4月1日現在)となりました。発行対象事業は鶴ヶ島市ホームページで確認することができます。

また「広報つるがしま」では、誰でも参加できる事業にマークをつけてポイント発行のお知らせをしています。まちづくりポイントカードプレミアムや交通系ICカードをご持参の上、多くの皆さんの参加をお待ちしています。

まちづくりポイントの還元

発行対象事業に参加して貯めたまちづくりポイントは、公共施設の使用料やつるがしま・つるがしまの運賃などとして使える「まちづくりポイントクーポン券(100P)」、地域支え合い協議会の「ありがとう券(200P)」、つるがしまグッズなどの「商品と交換(300P)」ができるほか、各「市民活動団体に寄附」することができます。

詳しくは、地域活動推進課、各市民センター、市民活動推進センターに問い合わせてください。